

奈良県告示第二百九十九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

令和五年一月十日

奈良県知事 荒井正吾

道路の種類	路線名	区間
一般国道	一六五号	橿原市八木町一丁目四二九番二先から橿原市八木町二丁目三五七番先まで